

第2回 利害関係者意見集約結果 (公表版)

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
SHUNプロジェクト	Ver. 1.0.1		P4 図1, P8 図3	漁獲から消費に至る過程が「競り」と「加工」のみを通過するように描かれているが、近年は直販など「競り」以外の過程もあるし、生鮮(加工しない)での流通も多いことから、矢線を適宜追加してはどうか?	今後予定されている評価手順書の改訂作業の中で対応を検討していきます。
SHUNプロジェクト	Ver. 1.0.1		P9 14行目	総合点はつけないとされているが、P4の図2では推奨リストを作成することになっており、推奨リストの作成要領についても記載すべきではないか?あるいは推奨リストというよりも、「持続性の多軸評価リスト」とすべきかもしれない。	今後予定されている評価手順書の改訂作業の中で対応を検討していきます。
SHUNプロジェクト	Ver. 1.0.1		P13 下1-2行目	別に扱うこととされているが、透明性の観点から、その理由の追記が望ましい。また、別に扱うとされる「別」へのアクセス方法も明示すべきであろう	今後予定されている評価手順書の改訂作業の中で対応を検討していきます。
SHUNプロジェクト	Ver. 1.0.1		P20	1.1.2.3と1.1.2.4の点数の定義表 いずれも1)分布域の一部あるいは全体についてと2)情報の利用期間(短期か長期か)を基準として、5段階評価を行っている(2x2+情報なし=5)。しかし、1.1.2.3の場合、情報として操業ごとの漁獲量、努力量、位置など、1.1.2.4の場合、体長、体重、生殖腺重量、年齢などが例示されている。このように情報の質にも3種類以上あり、客観性向上のため、これらを加味した5段階評価の表が必要ではないか?すなわち、体長のみがあった場合と体長、体重、年齢があった場合には明らかに情報量が異なるので、分布域の広狭・期間の長短・情報量の多寡の3次元の表とすべきではないか?	今後予定されている評価手順書の改訂作業の中で対応を検討していきます。
SHUNプロジェクト	Ver. 1.0.1		P36 下から2-3行目	最大で30%の操業日数削減に取り組んでいることから0.7の係数が選択されているが、実際(実績)の削減率とすべきである。すなわち、「最大で...取り組んでいる」と「実績」のいずれが適切かと問われれば、後者が妥当と思われる。または「操業日数削減」は最大ではなく平均あるいは見込み値とすべきではないか?	今後予定されている評価手順書の改訂作業の中で対応を検討していきます。
ブリ日本海西部	Ver. 0.0.2	1.3.3.1		漁業管理方策の有無 同じ資源状況のウルメイワシ太平洋系群では、中位以下になっていないので、管理方策を反映する事態に至っていないため、5点となっている。 同様のブリは反映する事態に至っていないはずなのに、反映していないとされているが、ウルメイワシと同様ではないのか。	ご指摘通り5点とし、説明を加えました。
ブリ日本海西部	Ver. 0.0.2	1.3.3.4		漁業管理方策への策定 国の管理計画は定めていないものの、都道府県の資源管理指針については、魚種として、あるいは定置網、小中まき網の対象魚種として、各県の資源動向を踏まえ、資源管理指針が定められており、休漁措置等の漁獲努力量削減措置が決められている。 全く反映されていないというのはいいすぎではないか。 ※都道府県の資源管理指針：漁獲のある39都道府県のうち、ブリを魚種別資源管理の対象としているのは高知県及び長崎県の2県。漁業種別資源管理の対象としているのは、青森県、岩手県など28県。	ご指摘に従い3点に変更しました。
ブリ日本海西部	Ver. 0.0.2	2.2.2		混獲非利用種 極少数の鯨類(ミンクを除く)の捕獲があり、資源状況の悪い種が多数あり、悪影響のリスクが高く、悪影響が懸念される2点となっている。 捕獲された鯨類がどのように国際的に報告されているのか当方は担当外のため詳しくないが(IWCに全て報告か?)、この表現をみると定置網が鯨類に対して非常に悪影響を与えている印象を与えてしまわないか。捕鯨について対外的な公表は慎重に行うことが必要ではないか。少なくとも捕鯨担当関係者の意見を十分にきくべきではないか。 現在、米国より、鯨を含めた海産ほ乳類の捕獲について、米国と同様の管理措置を漁業において取らなければ、米国への輸入を認めない方針であるとの通告がきているところでもある。	ひげ鯨類については、混獲利用種として2.2.1で評価しており、ここでの評価対象ではありません。2.2.2では歯鯨類を対象に、混獲の潜在的な影響を対象種の生産力と混獲への感受性を2軸としたPSA評価を行っています。PSAリスク評価を用いている理由は、断片的な情報しかなく混獲頻度がどれくらいであるかすら把握できない状況であるためです。この結果、潜在リスクが懸念されることから2点となっています。この点について混乱が起きにくくなるよう文章を書き改めました。
ブリ日本海西部	Ver. 0.0.2	3.1.2		テクニカル・コントロール まき網3点、定置網2点となっているが、定置網についても先の資源管理指針等により休漁期の設定等が行われているところである。目合いの拡大についても、調整規則のように公的なものとはなっていないが、小型魚の保護等(網なりをよくすることや、網替えの回数を少なくする効果もあり)により、多くの定置網で目合いの拡大に取り組んでいる(具体的な事例は、もうかる漁業の取組が参考になる)。よって、少なくともまき網と同じ点数を定置網につけるべきである。 ※島根県の体長規制とは、ブリ15センチ以下禁止の調整規則のことか。これは、Eジャコ禁止であり、西日本の多くの県で同様の措置がとられている。定置網としての取組とは異なる。	指摘に従い定置も3点とした。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	3.1.3.1		環境や生態系への漁具による影響を緩和するための規制 本文に記載されているとおり、定置網は一般的に環境・生態系への影響を与えにくい漁業といわれている。この部分（漁法そのものの特性）を評価すべきでないか。	3.1.3.1は管理措置についての評価で、このコメントはむしろ2軸に該当すると考えられます。定置網は待ちの漁業であることからカーボンフットプリントなどは優れていますが、漁獲物の選択性や混獲率、混獲生存率、利用率（非投棄率）などについての情報が不足していることから評価点は低く留まっています。これら情報がなければ混獲の影響を評価することができません。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	3.2.1.2		監視体制 VMSの装着すらしていないウルメイワシでは、漠然とした取締体制のみで、取締と監視体制は十分であるとしている。VMSを網船に装着義務化しているブリ（大中まき網）では、一部の県からの意見をもって、不十分としているのは、疑義がある。ウルメイワシの体制よりも充実した取締体制をとり、バランスに欠く。取締管理体制は十分であるが、報告がTAC魚種よりは劣っていることから（大中まきは漁獲報告書を義務づけているが、TAC魚種と比較した場合、頻度等で劣後しているとは言える。）、まだ十分でないというべきではないか。	指摘に従い、修正しました
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	3.2.2		順応的管理 ウルメイワシは順応管理はなくても、資源管理分科会での検討状況をもって、3点としている。ブリについても同様の検討は行われており、ウルメイワシが3点で、ブリが1点はバランスに欠く。	ご指摘に従い3点とし、説明を修正しました
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	3.3.1.3		漁業者組織の管理に対する影響力 ブリを漁獲する主要県（北海道、新潟、富山、石川、福井、京都等）は、道府県に定置漁業協会をおき、日本定置漁業協会に加入している。例えば、クロマグロの管理については、日定置を中心として、管理の強化等を指導しており、大中まき網と比して、漁業者管理組織が劣後しているということではなく、漁業者組織が管理に強い影響力を有しているといえる。	指摘に従い、定置網の評価を5点とし、総合点も合わせて修正しました
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		全体	評価単位：ブリは1系群で資源評価評価がなされているが、なぜ日本海西部という区切りでSHUNの評価を行ったのかの理由を記載すべき。その理由にもよるが、全国1本とした方が効率的かもしれない。	評価結果は県別に示すこととなるので、評価範囲の決定は各評価軸毎の地域類似性を基に決定しています
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P5	表の出典：rの出典がない	rについては文献資料から適当な値を見いだせなかったため『不明』としています。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P6	漁業の管理 ・中・小型まき網漁業は、いわし、あじ、さばの採捕を目的とする県知事許可漁業です。 ・中・小型まき網漁業でブリを狙って漁獲しているように思われたらよくありませんので、中小型まき網漁業は、いわし、あじ、さばの採捕を目的とする許可漁業であることを記載した方が良いでしょう。 ・「県知事許可である中小型まき網漁業は、いわし、あじ、さばの採捕を目的としているが、上記6府県に限れば島根県の漁獲が多い」のような表現が良いと思います。	御指摘に従い、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P16	漁業管理方策と予防的措置 全魚種に共通することであるが、漁業管理方策と予防的措置（ABCtargetや広義の海洋保護区なども含む）は実際の管理に適用されてはじめて意味を持つ（1.3.3の記載のとおり）。もちろん資源評価において漁業管理方策と予防的措置が明示されなければ、実際の科学に基づく管理も困難と思われるので、全く漁業管理方策と予防的措置に関する情報がないわけではない。しかしながら、現実に漁業管理方策と予防的措置が適用されていないのであるから、1点が妥当ではないか？また、判断基準として、資源評価における実際に利用可能な漁業管理方策と予防的措置の有無を加えることがより客観性のある評価につながると思われる。なお、TAC種においてはMSYコントロール規則やABCtargetがこれらに相当するが、非TAC種の場合は入口管理や技術的管理などに関して資源評価において提言される必要があろう。広義の海洋保護区の活用も世界的な潮流となっており、これも予防的措置と見なすことができると思われる。資源評価でABClimitがあるが実際には適用されていない場合でも3点は過大と思われる。なぜなら、漁業管理方策の場合は2点であるためであり、配点基準の一貫性も欠けるのではないか？仮に「漁業管理方策や予防的措置の情報があるのに使用しないことは、そもそも情報がない場合より管理サイドの責任が重い」という考え方が妥当とすれば、0点とすべきであろう。	予防的措置については、制度的に考慮されていないケースが最も評価は低いケースと考えました。一方、制度はあるが反映されていないケースですが、TAC対象種に関しては社会的・経済的要因も加味された結果のTACであり、科学的な提言は行われているわけですので0点、1点は厳し過ぎると思います。「漁業管理方策」との整合に関するご指摘を受け入れ2点に修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	1.3.3.4	P17	漁業管理方策の策定 ・資源評価により提示された管理方策は、「現状の漁獲圧の維持」であり、少なくとも定置漁業においては漁獲圧の増加はなく、「評価結果は漁業管理へ反映されていない」という指摘は再考が必要。	ご指摘に従い3点に変更しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	1.3.3.5	P17	漁業管理方策への遊漁、外国漁船、IUU漁業などを考慮 ・定置漁業は、各府県の資源管理指針に基づき休漁による資源管理に取り組んでいる。	水産庁が公表している資源評価報告書ならびに各県の資源管理指針のいずれにも、遊漁、外国漁船、IUU漁業などを考慮した記述は認められないため、原案のままとする。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P21	まき網の操業水深と網丈の関係 「それより深い水深帯で操業されるものと思われる」との記載があるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合は、海底にまき網の下部が接する状態は希ではないと聞いている。例えば、①外房の小型まき網に乗船した当センター職員の経験では底魚が混獲された、②東シナ海の陸棚域では200m以浅の海域も多く、旧JAMARCが東シナ海で用いた欧州製まき網漁船は浅所では網が海底に接するため単船では操業ができず、裏漕ぎ船が必要であったと聞いている。本海域でも上記のような事象があるのかについては、まき網漁業の専門家に確認する必要がある。	ご指摘の事項を追記し、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P20~ P21	船サイズ、操業隻数、総努力量 まき網の記載部分は、注釈等で県知事許可である中型まき網漁業は、いわし、あじ、さばの採捕を目的とする漁業と記載した方が良いです。	御指摘に従い、追記しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P22	操業の時空間分布 山口県の中型まき網漁業の操業期間は3/16~12/15です。	御指摘に従い、追記しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P24	最終行：定置網漁業権漁業→定置漁業（定置漁業権）	御指摘に従い、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P25	1行目：第2種区画漁業権漁業→第2種共同漁業（共同漁業権）	御指摘に従い、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P44	表2.3.2a まき網の記載部分は、注釈等で県知事許可である中型まき網漁業は、いわし、あじ、さばの採捕を目的とする漁業と記載した方が良いです。	御指摘に従い、追記しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P49	図2.3.2dの説明文 浮魚類とされているが底魚類も多く入っているため改訂が必要。	御指摘に従い、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	2.3.3	P47	まき網の操業水深と網丈の関係 「それより深い水深帯で操業されるものと思われる」との記載があるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合は、海底にまき網の下部が接する状態は希ではないと聞いている。例えば、①外房の小型まき網に乗船した当センター職員の経験では底魚が混獲された、②東シナ海の陸棚域では200m以浅の海域も多く、旧JAMARCが東シナ海で用いた欧州製まき網漁船は浅所では網が海底に接するため単船では操業ができず、裏漕ぎ船が必要であったと聞いている。本海域でも上記のような事象があるのかについては、まき網漁業の専門家に確認する必要がある。	まき網が海底に着底して操業することは希ではない、というのは貴重な情報ですので本文でも採り上げました。海底影響評価の面では、水深が浅くかつ軟質の海底は物理的攪乱に対する回復力が大きいと考えられますので、影響は小さいと考えられます。修正し評価も変更しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2		P56	3.2.1.2 監視体制 山口県も取締船を所有しており、大中まき網漁業を含めた漁業全般について取締りを行なっています。	御指摘に従い、修正しました。
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	3.2.2	P57	順応的管理 ・定置漁業の場合、ブリ資源に限定した順応的管理の実施は無いが、漁業種団体が組織されていることから、「反映する仕組みがない」とまでは言えないと思料される。	御指摘の状況を考慮し、以下のように修正しました。「モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みは存在しているものの、順応的管理の仕組みは現状では導入されていない。以上より中間点の2点を配点する。」
ブリ日本海西部	Ver.0.0.2	4.3.2.2	P71	経営体当たり所得や平均県民所得は、労働者の所得水準ではないといわれるので、船員の月給の比較対象として適当か疑問がある。また、これらは月額なのか記載がないので不明確である【他魚種にも共通】。また、製造業の月給と企業役員の月給は全国平均である。従って、「地域平均を50%以上超える」の根拠（数値）が不明確である https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%B5%8C%E6%B8%88%E8%A8%88%E7%AE%97	ご指摘に従い、修正しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p1 L4	イカナゴ垂目 → ワニギス垂目ではないでしょうか？	確認したところ、上位分類群は未だ混乱しているようですが、瀬戸内海区水産研究所の見解に従うことといたします
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 1	〔利用〕 2行目 「主に海産養殖魚の餌として、冷凍したものが生餌として」 ①近年は食用の利用が増加（少なくともここ15年ほど）	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 1	〔利用〕 3行目 「岡山、香川県にはフルセを醤油に漬けて作る「いかなご醤油」があり、「しょつつる」、「いしる」とともに日本三大魚醤とよばれている。 ②削除 ほとんど作られていない。また、醤油に漬けて作らない。	ご指摘に従い、塩に漬けて込むというように修正しました。さぬき市で「郷自慢の郷土食文化 いかなご醤油 さぬきの魚醤」として販売されているため、そのまま残しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	資源の状況 3行目 資源量予測に必要となる「年齢別成熟割合」(略)関係都道府県により「毎年調査され更新」されている。1才以上すべて100%として計算しており、調査結果に基づくものではない。	ご指摘の通りですので、「年齢別成熟割合」を削除しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	漁業の管理 1行目 イカナゴ瀬戸内海東部については、【主に】船びき網漁業で(省略) 【主に】を追加	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	海洋環境と生態系への配慮 3行目; 情報 → 科学的調査 ※ イカナゴシンコ漁(3-4月上旬)の混獲物は少ないものの、アナゴレプトやカレイ類の稚魚の混入はあり、アイナメ稚魚の混入減少は著しい。 ※ イカナゴ餌漁(4-5月)は混獲物も散見され(とはいえ重量比1%未満)、サツキマスやアオリイカ、シリヤケイカ、コウイカ、ウマヅラハギ、マイワシ、クロダイなどが見られる。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	漁業の管理 1行目; イカナゴは瀬戸内海東部については、シンコは船びき網・・フルセ漁の一部には小型底引き網(パッチ網)漁業も行われている。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	漁業の管理 8行目; ・・ものの、資源管理策以外の要因による変動が大きいため、その・・	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	地域の持続性 1行目 ; 数値は年計としては高くないが季節特異性として重要である。 ※ 3, 4月は海苔養殖の終盤で、5月中旬からの漁船漁業本格化までのつなぎ。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p2 L2	毎年コホート解析により、毎年実施 → 2016年からなので毎年と言って良いのでしょうか?	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p2 L23	イカナゴ瀬戸内海東部については、 → イカナゴ瀬戸内海東部系群については、	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 2	資源の状態 ; ※ 同じくイカナゴ資源が注目されている伊勢三河湾(愛知県、三重県)では資源減少による禁漁措置がとられている。	別の報告書で記述する内容ですので、ここでは対応しませんでした。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p. 2	漁業の管理 1行目 「イカナゴ瀬戸内海東部については、船曳網で漁獲されている」→ 「イカナゴ瀬戸内海東部については、船曳網や込網で漁獲されている」	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p. 2	漁業の管理 6行目 「大阪府水産技術センター」→「大阪府立環境農林水産総合研究所」	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	概要	P 3	「資源の状態 L9: 水準は中位水準で動向は横ばいである」 今年度8月の会議では、低位減少となり、次年度以降も同様の状態で推移する可能性が高いと思われる。最新の状態を記載した方がよいと思う。	ご指摘の通りですが、既に公表済みの論拠となる文献に基づいた記述をし、改訂は今後の作業とする予定ですので、んかいはこのままとします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 3	最後4行 ; イカナゴの刺身需要は東北のオオナゴ。メロートの事例であり、瀬戸内海では一般的ではない。十年ほど前から、料理店の一部で供される例もあるが稀である。また、生シラスのような用途も可能ではあるが、大阪湾奥部の水質からすると、細菌検査が欠かせないため、生食は推奨していない。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 3	健康と安全・安心 7行目 「大型のイカナゴは、刺身として食べる場合がある。(略)・・・有効である。」 瀬戸内海ではあまり食べないのでは。 「大型の・・・」以降、記述の必要があるか疑問	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 3	健康と安全・安心 7~8行目 「アニサキス幼虫が寄生し」ていることがある。 毎年1,000個体以上のイカナゴの腹腔内を見ているが確認したことが無い。(他の未同定の線虫は寄生している。)	アニサキス幼虫の寄生の確認がないとのご意見を参考に、アニサキスに関する記述を削除いたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p4 L20	毎年コホート解析により、毎年実施 → 2016年からなので毎年と言って良いのでしょうか?	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1. 資源の状態 概要	4	「対象種の資源水準と資源動向(1.2)」 今年度8月の会議では、低位減少となり、次年度以降も同様の状態で推移する可能性が高いと思われる。最新の状態を記載した方がよいと思う。	ご指摘の通りですが、既に公表済みの論拠となる文献に基づいた記述をし、改訂は今後の作業とする予定ですので、んかいはこのままとします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p5 L9	瀬戸内海東部に和歌山県、徳島県は加えなくてよいでしょうか? 漁獲量は少ないものの資源評価の中では両県を含めています	資源評価と異なり、漁獲量で75%以上を一応の目安としていますので、ここでは含めないことといたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p. 5	1~3行目 「・・・イカナゴ漁況予報が実施され、その後、漁業者による・・・漁業者の協議により兵庫県と共同で取り決めている」→「・・・イカナゴ漁況予報が実施され、その後、大阪湾では漁業者による・・・漁業者の協議により兵庫県と大阪府が共同で取り決めている」	ご指摘に従い、修正しました

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 6	分布と回遊 4行目 ; 瀬戸内海では水深5m層に・・ 5行目 ; 冬の季節風による気象条件・・ 徐々に → 季節風の強い年には速く、弱い年には緩慢に 6行目 ; 水温が → 水温が18℃に ※ 季節風の強弱は、水温降下にも影響している。 ※ 最低水温は平年だと8℃まで下がり、厳寒年には5℃まで下がったことがある。暖冬年は10℃くらいまでしか下がらない。 ※ 暖冬年は季節風による拡散も少なく、1月のふ化直後のイカナゴ稚魚が産卵場付近に残留して親のフルセに食われたり、冬越しに紀伊水道に逃れるアジ仔が残留して天敵となる。このため、初期捕食者の存否が資源量に影響しやすい。(伊勢湾の禁漁とも関連が推測される)	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 6	年齢・成長・寿命 2行目 ; 年代による成長や肥満度の比較・・ 3行目 ; しかしながら → また	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.1.1.2	P 6	年齢・成長・寿命 2~3行目 年代による成長「の比較など十分には行われていない。しかしながら、年代による」成熟や産卵状況の比較など【は】十分には行われていない。「」の部分削除。【は】を追加	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 7	生長と産卵 ; ※ フルセ漁の解禁は、産卵の終了を確認して行われている。	ご指摘に従い、1.3.3.1に追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 7	漁獲量の把握 一番下の行 ; ※ 2009年の不漁は、2008年3月に明石海峡で油濁事故があり操業自粛をしたためと思われるが、統計の年次とずれて現れている。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p.7	1.1.2.1 科学的調査 1~2行目 「ボンゴネットによる新規加入量調査(年以降)が、」 大阪府は1999年からボンゴネット調査を実施。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.1.2.1	7	・・・漁期全調査 → 前調査 ・・・親魚量 → 産卵量 ・・・夏眠親魚 → 産卵親魚または、親魚	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.1.2.3	8	「育波浦」、「淡路島岩屋」→削除 具体的な漁協名は削除してほしい。	既に資源評価表に公表されているため、秘匿する意味は薄いと思われるが、ご指摘に従い、削除しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 8	図1.1.2.2 ※ イカナゴ漁では、1980年代まではフルセ漁(5,6月エサ仕向け)主体、1990年代以降はシンコ漁(3月生売り)主体に切り替わっている。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P10	下から3行目 ; 中間値(39千トン) ・・・ 図1.2.1 と違っている	平成28年の報告書に誤りが残っていたため、こちらで作図して差し替えました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p13 L5	関係府県の~ → 大阪府、兵庫県では水産試験研究機関によるイカナゴ漁況予報が実施され、その後、両府県の漁業者による試験操業の結果を参考に解禁日や終漁日、1日の操業時間が漁業者の協議により両府県共同で取り決められている。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.3.3.1 1.3.3.2	P13	漁業管理方策と予防的措置 全魚種に共通することであるが、漁業管理方策と予防的措置(ABCtargetや広義の海洋保護区なども含む)は実際の管理に適用されてはじめて意味を持つ(1.3.3の記載のとおり)。もちろん資源評価において漁業管理方策と予防的措置が明示されなければ、実際の科学に基づく管理も困難と思われるので、全く漁業管理方策と予防的措置に関する情報がないわけではない。しかしながら、現実に漁業管理方策と予防的措置が適用されていないのであるから、1点が妥当ではないか?また、判断基準として、資源評価における実際に利用可能な漁業管理方策と予防的措置の有無を加えることがより客観性のある評価につながると思われる。なお、TAC種においてはMSYコントロール規則やABCtargetがこれらに相当するが、非TAC種の場合は入口管理や技術的管理などに関して資源評価において提言される必要があろう。広義の海洋保護区の活用も世界的な潮流となっており、これも予防的措置と見なすことができると思われる。資源評価でABClimitがあるが実際には適用されていない場合でも3点は過大と思われる。なぜなら、漁業管理方策の場合は2点であるためであり、配点基準の一貫性も欠けるのではないか?仮に「漁業管理方策や予防的措置の情報があるのに使用しないことは、そもそも情報がない場合より管理サイドの責任が重い」という考え方が妥当とすれば、0点とすべきであろう。	予防的措置については、制度的に考慮されていないケースが最も評価は低いケースと考えました。一方、制度はあるが反映されていないケースですが、TAC対象種に関しては社会的・経済的要因も加味された結果のTACであり、科学的な提言は行われているわけですので0点、1点は厳し過ぎると思います。「漁業管理方策」との整合に関するご指摘を受け入れ2点に修正しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P13	3行目 ; フルセ漁が産卵終了を確認して通常・・	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P 13	環境変化が及ぼす影響の考慮 ; ※ 1970年代までは富栄養化が進む時代、1990年代以降は貧栄養化が進む時代とみられるため、1989年を基点に評価するのは妥当か?	1989年起点は、利用しうる最大の資料を用いた結果です。DINなどの栄養塩濃度とイカナゴ資源変動の因果関係が注目されていますが現段階では資源管理に環境要因は考慮されていないという状況を評価しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.3.3.3	P13	環境変化が及ぼす影響の考慮 4行目 「生息場所の回復には至っていないものと考えられる。」の後に「以下の内容を加えて頂きたい。 『なお、海域のDINと漁獲量は相関し、DINの減少が漁獲量の減少に影響している可能性が示唆されている。』	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	1.3.3.3	P13	環境変化が及ぼす影響の考慮 4～5行目 北方性の魚種であり夏の高温が仮眠に影響を与えている可能性が示唆されている。 「北方系あるいは冷水性」の魚種であり夏の高温が「夏眠中の個体維持及びその後の再生産」に影響を与えている可能性が示唆されている。 に修正	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P14	同時混獲種 ; ※ 播磨灘大阪湾ではカタクチイワシのシラスは6月頃から現れる。5月はマイワシのシラス。イカナゴのエサ仕向け漁(5～6月)のころは多少混獲があったが、網の目合いが異なり影響は少なかった。イカナゴシラス漁とカタクチシラスは重なっていない。	ご指摘に従い修正しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P16	2. 海洋環境と生態系への配慮、 2.3生態系・環境5行目 「海砂の採取によるかんきょう変化が生息環境の悪化とイカナゴ資源の減少をもたらし、」の記述文書を、以下の内容で検討頂きたい。 『海砂の採取による環境変化やDINの減少がイカナゴ資源の生息環境の悪化と資源の減少をもたらし、』	ご指摘に従い、追記しました 兵庫県農林水産技術センターの情報を引用しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	2. 海洋環境…概要	16	「生態系・環境(2.3) L7～8:兵庫県のプランクトン…(2.3.1.2 4点)」 沈澱量の結果から論じるのには無理があるように思う。本調査では、上述のとおり、335μmのネットを用いてサンプルを採集しており、Dithona属等のサイズの比較的小さいカイアシ類が採集できていないこと、当該月の沈澱量の多くが夜光虫であることから、図2.3.1.2aおよびbに示された解析は再考する必要があると思う。	ご指摘に従い、最近5年のコペポータ卵データを参照して記述を修正しました、コペポータ卵の変動は沈澱量と同期しているように見えるので、沈澱量も参考として残しました。評価は変わりません。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		p.19	4行目 「東部の船びき網は2～4月はイカナゴ、4月中旬～6月下旬、9月下旬～12月上旬は・・・」 →「東部の船びき網は2～4月はイカナゴ、4月中旬～12月上旬は・・・」	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P20	科学調査の実施 ; ※ 個体群レベルの調査は行われているが、初期捕食者の存在など、群集生態系として捉えた調査はない。	ご指摘に従い、修正しましたが、評価点の変更は行いませんでした
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P22	混獲利用種 1行目 ; 混獲種利用種 → 混獲利用種 ※ 5月のフルセ漁ではサツキマスやシリヤケイカ、アオリイカ、ウマヅラハギなどの混獲が見られた。	ご指摘に従い、修正しました 文字で記録されているのはマアナゴレプトだけなので、これまで通り評価対象とし、他は「現場からの情報」という形で③6)に種名だけ列挙しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P22	混獲非利用種 ; ※ マアナゴのレプトは「のれそれ」と呼ばれ、一部で利用されている。	
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	2.3.1.2	27	「兵庫県水産技術センターが・・・期間はイカナゴの資源量が・・・明瞭な傾向は認められないためスコアは4点とする」 本調査では、上述のとおり、335μmのネットを用いてサンプルを採集しており、Dithona属等のサイズの比較的小さいカイアシ類が採集できていないこと、当該月の沈澱量の多くが夜光虫であることから、図2.3.1.2aおよびbに示された解析は再考する必要があると思う。	5年分であるが近年のコペポータ卵データがあったため、これを指標とした。さらにコペポータ卵の年変動が沈澱量年変動と同期しているように見えるため、沈澱量も参考として残しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	2.3.1.2	28	「表 2.3.1.2a 評価根拠」 以下の理由から再考する必要あり 「兵庫県水産技術センターが・・・期間はイカナゴの資源量が・・・明瞭な傾向は認められないためスコアは4点とする」 本調査では、上述のとおり、335μmのネットを用いてサンプルを採集しており、Dithona属等のサイズの比較的小さいカイアシ類が採集できていないこと、当該月の沈澱量の多くが夜光虫であることから、図2.3.1.2aおよびbに示された解析は再考する必要があると思う。	5年分であるが近年のコペポータ卵データがあったため、これを指標とした。さらにコペポータ卵の年変動が沈澱量年変動と同期しているように見えるため、沈澱量も参考として残しました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	2.3.1.3	29	「イカナゴ・・・及び珪藻・・・」 カイアシ類と並記するほど、珪藻は重要ではないと思う。「及び珪藻」は削除した方がよいのではないか。	他の項目で食物段階を考慮する必要があるため、この記述はそのまま残すこととします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P29	競争者 ; ※ イカナゴとカタクチイワシは、瀬戸内海東部では季節的に分離している。	漁獲対象としては時期的に獲り分けられていても、瀬戸内海生態系の中ではニッチをほぼ同じくする競争者と考えられます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P34	3行目 ; いずれも変動は大きいものの中位水準	ご指摘に従い、追記しました

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P34	3行目 栄養段階の低いイカナゴ、カタクチイワシはいずれも中位水準で横ばい傾向を保っていた。 2017年は低位減少。イカナゴは2016年から対象種となったため保っていたとはいえない。(2年分しかないから)	ご指摘に従い、以下のように修正しました。 「栄養段階の低いカタクチイワシは変動は大きいものの中位水準で横ばい傾向を保っていた。また2016年以降資源評価が開始されたイカナゴでも、親魚量の推移(図1.2.1)を見ると変動は大きいものの中位水準で横ばい傾向を保っていたと考えられる。」
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P36	大気環境 のあたりで ; ※ 漁船操業に伴う騒音はかなりあり、問題ではあるが、1996年には環境省の日本の音風景百選に「垂水漁港のイカナゴ漁」が取り上げられ、春の風物詩として許容されている面もある。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	3.3.2.2	P42	1行目 5点 ; ※ P13,14の 1.3.3.4 は 文では4評価、表では3評価だが、ここでは5評価。 整理して下さい。	ご指摘に従い、1.3.3.4を5点に修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P42	②評価対象都道府県 ; ※ 和歌山県と徳島県も加わるのでは？	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	3.1.1	P43	※ イカナゴは多獲性で変動幅が大きく、アウトプットコントロールに馴染まない。	ご指摘の通りですが、ここでは適当かどうかとすることを論じる部分ではないので、原文のままとしました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	3.1.3.1	P43	生態系の保全施策 ; ※ シンコ漁獲密度の高い明石海峡の上げ潮は、一日二回あるが、操業は一回の上げ潮に留めており、二回目は網を入れない配慮をしている。これにより混獲物への影響を半減するよう努めている。	出典が明確にできなかったため、今回は追記することは避けさせていただきます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P44	監視体制 ; ※ 漁場となっている明石海峡には海上交通安全法が適用されており、大阪湾海上交通センターによる航行監視が行われている。操業安全協会や漁協等の協力により、午前中を漁中心に、午後を航行中心にタイムシェアリングすることによる漁場錯綜時の航行規制により安全確保が図られている。	本項目は、管理施策等の遵守状況の監視であるため、安全確保のための監視は本項目には該当しないと考えます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P45	順応的管理 ; ※ 漁獲物が集中し、市場の飽和が見込まれるときには操業時間の短縮が指導され、売れ残りによる品質低下や値崩れ防止の対策がとられている。	本項目は、資源のモニタリング結果に応じ管理施策を柔軟に変更させるシステムの有無を評価するので、経済的な観点からの漁業調整とは異なると考えます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P46	販売に関する活動 ; ..連合会では、①消費家庭での手作りを主体として消費者参加型の販売普及をはかり、料理教室や魚屋・商店街と連携したイカナゴの生売り体制を整えた。②漁協の直営としては.. (本文に戻る)	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P46	関係者の関与 文末 ; 文書情報は限られている ※ 担当漁協役職員の判断	元の文章のままとします
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P46	3.3.2関係者の関与 3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画 2行目 「漁業者が協議して自主的に決定されている。しかも、開始日は府県を跨いで播磨灘、」の文言を以下に変更願いたい。 『開始日』=今『解禁日』 理由：解禁日以降に湾灘毎の開始日があり、必ずしも一致しないため。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	3.3.2.3	P47	幅広い参画 ; ※ 消費流通側の参画として、コープこうべの販売協力が特筆される。イカナゴ料理コンテストや料理教室に尽力された。	本項目は、資源管理への幅広い参画を評価するので、消費拡大への参画とは異なると考えます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P48	漁業生産の状況 ; ※ 当地区は、海苔養殖漁業を主力(7割)として、船曳網漁、小型底引き網漁、たこつぼ漁などが営まれ、冬場の海苔養殖漁期の終盤と夏場の漁船漁業の端境期にあたる漁業として重要である。また、漁業種類間において人員配置転換(海苔養殖から漁船漁業へ)をはかる際の受け皿としても機能した。	他の魚種においても、当該魚種を漁獲する漁業についてのみ評価しており、兼業業種を含めた経営体の評価を行っていないので、原文通りとします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.2	P48	下から3行目 ; 大きな労働災害は報告されておらず ※ 28年にはゼロだったが、5年で二人、10年で数人の犠牲者(転落、巻き込み等)が出ている。	本報告では、直近のデータを用いることとしたため、2016年の統計をもとに評価しました。評価期間をより長期にすべきかどうかは、評価手順書の改訂の際に検討することといたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P49	1行目 ; 習慣が生まれ、阪神淡路大震災後に消息を伝える季節の贈りものとして広く定着している。..※ 地域の特産品として、歴史的記憶に残る事象が大切。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.1.3.3	P52	労働条件の公平性 ; ※ 正組合員就労が大部分だが、一部に季節雇用がある。	季節雇用が待遇面の差別に当たるかどうかについて、既存の資料からは確認できませんでした。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.2.1.1	P52	買受人の数 ; ※ 船曳網漁を有する市場は小規模ではないので、競争原理は働いている。	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.2.1.2	P53	入手可能性 ; ※ セリ、入札以外に、漁協と仲買との間で値決めによる相対取引もある。これは鮮度保持のため入札時間を省くため。	相対取引における価格形成をどのように評価するかについては、今後の検討課題とさせていただきます。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.2.2.1	P53	衛生管理：本文記載では3点(日本の基準を満たしている)と考えられる。5点は高度衛生管理(日本より基準が厳しいHACCPなど)であるので、兵庫県の基準が日本の基準を上回る根拠を示さない限り、5点は過大評価ではないか？	ご指摘に従い、以下のように修正しました。 「自主的管理認定制度を制定しており、県・市町村の衛生基準の遵守と併せて衛生管理が徹底されている。以上より中間点の4点を配点する」

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.2.3.1	P54	労働安全性 ; ※ 28年はゼロだったが、5年に二人、10年に数人の死亡事故がある。	本報告では、直近のデータを用いることとしたため、2016年の統計をもとに評価しました。評価期間をより長期にすべきかどうかは、評価手順書の改訂の際に検討することといたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.3.1.3	P56	物流システム ; ※ 生売り主体であるため小売店舗まで2, 3時間以内を推奨している。生では4時間を越えると腹が切れてくる。	有益な情報をありがとうございます
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P56	生活環境 ; ※ 1996年環境省 日本の音風景百選に「垂水漁港のイカナゴ漁」が選定された。	ご指摘に従い、追記しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.3.2.2	P56	所得水準：経営体当たり所得や平均県民所得は、労働者の所得水準ではないといわれるので、船員の月給の比較対象として適当か疑問がある。また、これらは月額なのか記載がないので不明確である【他魚種にも共通】。また、製造業の月給と企業役員の月給は全国平均である。従って、「地域平均を50%以上超える」の根拠（数値）が不明確である https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%B5%8C%E6%B8%88%E8%A8%88%E7%AE%97	ご指摘を受け、以下のように修正しました。「イカナゴ瀬戸内海東部（兵庫県）の船びき網の所得水準については統計情報がなかったため、漁業経営調査（農林水産省2015）の10～20ト未満の経営体の漁船漁業の全国平均の所得水準を代表値として評価した。その結果従業員月給279,562円であった。これは賃金構造基本統計調査（厚生労働省2016）の兵庫県の企業規模10人以上の男性平均値月給454,008円の62%に当たるため、2点を配点する。」
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	4.3.2.2	P62	漁船を10-20t漁船を対象に評価しているが、大部分は5t未満の網船で操業している。	イカナゴ船びき網は網船が2そうびきであることに加え、運搬船も使用しているので、船団を合計すると経営体階層としては10～20トン未満となります。なお、船員労働統計調査（国土交通省2015）とあるのは誤りで、正しくは漁業経営調査（農林水産省2015）であったので、その部分は修正しました。また、他からの意見に対する対応として、船員の月給の比較対象として賃金構造基本統計調査（厚生労働省）により、該当する都道府県の月給と比較することとしました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P57	継続性 4行目 ; 家庭で → 漁家で 7行目 ; 20年くらい → 30年くらい 10行目 ; 醤油 → 塩	ご指摘に従い、修正しました
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P61	目利きアドバイス ; ※ 釜揚げシンコは太白チリメンと同様に見られがちだが、白ければ良いというものではなく、「赤腹」はやや脂気のある餌を食っていることからうま味があると評価されている。	ご意見を参考に、「釜揚げシンコの場合は、腹が赤い「赤腹」を原料としたものは、良いとされている。赤いのは、カイアシ類を餌としたもので、餌由来のうま味があると言われている。」と加筆します。引用文献（全国水産加工品総覧）も追加します。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	5.2.1.1	P61	生食におけるアニサキス感染 全文 疑問あり 毎年1,000個体以上のイカナゴの腹腔内を見ているが確認したことが無い。（他の未同定の線虫は寄生している。）	アニサキス幼虫の寄生の確認がないとのご意見を参考に、アニサキスに関する記述（5.2.1.1）を削除いたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2	5.2.5.1	P62	アニサキス感染 全文 疑問あり 毎年1,000個体以上のイカナゴの腹腔内を見ているが確認したことが無い。（他の未同定の線虫は寄生している。）	アニサキス幼虫の寄生の確認がないとのご意見を参考に、アニサキスに関する記述（5.2.5.1）を削除いたします。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P62	実施されている検査 ; ※ 生シラスのような生食は控えているが、大阪湾の場合は細菌数検査が必要と考えている。 ※ 鮮度が命だから、消費者にも水揚げされてから3時間以内を推奨している。その日の内では遅すぎる。	ご意見（情報）および全国水産加工品総覧の記述から、脂質の酸化が起きるより前に細菌の繁殖のほうが問題となるようです。このため、5.2.5.2 鮮度低下防止（高鮮度魚の利用）の記述にご指摘を反映させました。
イカナゴ瀬戸内海	Ver.0.0.2		P63	脂肪の酸化 ; ※ この意味もあって、フルセのくぎ煮ではなく、シンコのくぎ煮を開発して漁期のシフト（5月から3月へ）をはかった。	ご意見（情報）および全国水産加工品総覧の記述から、脂質の酸化が起きるより前に細菌の繁殖のほうが問題となるようです。脂肪の酸化は削除し、衛生管理の留意点を記述します。
ウルメイワシ太平洋系群		全体		誰のために、何の目的で作成した資料かよくわかりません。一般人向けであるならば、内容がやや難解だと思われます。	評価手順書に本プロジェクトの目的と評価方針を記述しています。
ウルメイワシ太平洋系群		全体		点数の根拠が分かりません。	評価手順書に本プロジェクトの目的と評価方針を記述しています。
ウルメイワシ太平洋系群		全体		禁漁などの表現に関しては、正確さを確保するため、担当部署への確認が必要かと思われます。	ご指摘の懸念から、Stakeholder consultationを行って、誤りのないように対応しているところです。
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P1	和名も記入すればわかりやすいと思われる。	報告書タイトルに入っているため、記載していません
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P1	〔利用〕食用としては丸干し → 干物以外、刺身、すり身、煮つけ等に広く利用されている	ご指摘に従い、追記しました
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P2	海洋環境と生態系への配慮 1行目 「土佐湾など太平洋南区での調査は近年実施されていない」 → 毎月実施をしています。	水温、塩分等は毎月観測していることを追記します。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P2	海洋環境と生態系への配慮 3行目 「魚種別漁獲量は把握されるが混獲非利用種や希少種について漁業から情報収集できる体制が整っていない点は改善が必要である」 → 前後の文脈とつながっておらず、意味がよくわかりません。	ご指摘に従い、修正いたしました
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P2	漁業の管理 3行目 「土佐湾に網漁業の禁漁域がある」 → 表現を工夫する必要があると思います。禁漁ではなく許可されていない状況と思われるので、担当部署への確認をお願いします。	ご指摘に従い、修正いたしました
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P2-3	地域の持続性 3行目 「完全競争とはいえないが競争的」 → 意味がよく分かりません。	ご指摘に従い、修正いたしました
ウルメイワシ太平洋系群		概要	P3	地域の持続性 6行目 「地域の公共サービス（医療、教育、その他の行政サービス）はその他の地域よりも劣るが」 → 意味がよく分かりません。	ご指摘の箇所を削除しました
ウルメイワシ太平洋系群	Ver. 0.0.2	1.1.2.3と 1.1.2.4	P8	漁業管理方策と予防的措置 全魚種に共通することであるが、漁業管理方策と予防的措置（ABCtargetや広義の海洋保護区なども含む）は実際の管理に適用されてはじめて意味を持つ（1.3.3の記載のとおり）。もちろん資源評価において漁業管理方策と予防的措置が明示されなければ、実際の科学に基づく管理も困難と思われるので、全く漁業管理方策と予防的措置に関する情報がないわけではない。しかしながら、現実に漁業管理方策と予防的措置が適用されていないのであるから、1点が妥当ではないか？また、判断基準として、資源評価における実際に利用可能な漁業管理方策と予防的措置の有無を加えることがより客観性のある評価につながると思われる。なお、TAC種においてはMSYコントロール規則やABCtargetがこれらに相当するが、非TAC種の場合は入口管理や技術的管理などに関して資源評価において提言される必要があろう。広義の海洋保護区の活用も世界的な潮流となっており、これも予防的措置と見なすことができると思われる。資源評価でABClimitがあるが実際には適用されていない場合でも3点は過大と思われる。なぜなら、漁業管理方策の場合は2点であるためであり、配点基準の一貫性も欠けるのではないか？仮に「漁業管理方策や予防的措置の情報があるのに使用しないことは、そもそも情報がない場合より管理サイドの責任が重い」という考え方が妥当とすれば、0点とすべきであろう。	予防的措置については、制度的に考慮されていないケースが最も評価は低いケースと考えました。一方、制度はあるが反映されていないケースですが、TAC対象種に関しては社会的・経済的要因も加味された結果のTACであり、科学的な提言は行われているわけですので0点、1点は厳し過ぎると思います。「漁業管理方策」との整合に関するご指摘を受け入れ2点に修正しました。
ウルメイワシ太平洋系群	Ver. 0.0.2		P12	漁業管理方策の有無：全魚種に共通することであるが、漁業管理方策と予防的措置（ABCtargetやその他の措置）は実際の管理に適用されてはじめて意味を持つ（1.3.3のとおり）。現状は高位増加にあるといっても、Blimitの定義やBlimitを下回った場合の管理方策は（例えば現在の資源量の1/10などの相対値であっても）設けるべきである。5点の条件の筆頭にある「漁獲制御規則があり」には当てはまらないので、1点とすべきではないか？5点を与える論理は、ブリのP16において2点とした論理（制御規則はあるが適用されていない）と整合していない、1.3.3.2についてはブリへの意見と同様。	水産庁の資源評価対象魚種では、TAC種は資源量BがBlimitを下回った場合、 $Frec = Flimit \cdot B / Blimit$ などに従ってFを下げるなど、漁獲制御ルールが事前に定められています（Frecは資源回復のためのF） (http://abchan.fra.go.jp/digests2017/rule/rule2017.pdf)。Blimitなどが算定されていない魚種では水準・動向で表される資源状態に応じてABCに1未満の係数を掛けるなどの漁獲制御ルールが定められています。ウルメは高位・増加のため現状の漁獲圧が提言されている状況です。ブリの1.3.3.1は修正しました。
ウルメイワシ太平洋系群		1.3.3.1 1.3.3.4	P12 P13	1.3.3.1漁業管理方策の有無「資源評価結果は漁業管理に反映されている」 1.3.3.4漁業管理方策の策定「資源評価結果は漁業管理に反映されていない」 ↓ 両方で全く逆のことが書かれています。	1.3.3.4は「管理のあり方の議論がなされている」とあり4点です。
ウルメイワシ太平洋系群	Ver. 0.0.2	1.3.3.4	p13	漁業管理方策の策定 3. の管理の頁の本文中にもでてくるように、資源管理指針が作成され、資源管理分科会等で管理のあり方の議論がなされている。外部の意見が全くとりいれられていないとか評価結果が管理に反映されていないといった状況ではない。	ご指摘に従い、以下のように修正しました。 「資源評価結果を参考にして資源管理指針が作成され、外部専門家や利害関係者を含めた資源管理分科会等で管理のあり方の議論がなされている。以上より4点を配点する。」
ウルメイワシ太平洋系群		2. 海洋環境と生態系への影響	P15	【生態系全体への影響】 2行目「マイワシ、カタクチワシ、ウルメイワシは長期的に見て増加あるいは横ばい」 3行目「カタクチワシは減少」 → カタクチの動向はどちらでしょうか？	ご指摘に従い、修正いたしました
ウルメイワシ太平洋系群	Ver. 0.0.2		P17	操業範囲：まき網の操業水深と網丈の関係 「それより深い水深帯で操業されるものと思われる」との記載があるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合は、海底にまき網の下部が接する状態は希ではないと聞いている。例えば、①外房の小型まき網に乗船した当センター職員の経験では底魚が混獲された、②東シナ海の陸棚域では200m以浅の海域も多く、旧JAMARCが東シナ海で用いた欧州製まき網漁船は浅所では網が海底に接するため単船では操業ができず、裏漕ぎ船が必要であったと聞いている。本海域でも上記のような事象があるのかについては、まき網漁業の専門家に確認する必要がある。	ご指摘の事項を追記し、修正しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
ウルメイワシ太平洋系群		2. 海洋環境と生態系への影響	P18	非利用種 2行目「メバチ小型魚」 → 非利用種かどうか確認が必要と思われます。	ウルメイワシ漁ではFADs操業は行われていないため、ご指摘の箇所は問題にはならないと認識しています。
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2			P32-35	カツオの漁獲量とMTLc：P32の記載どおり、カツオは属人統計であり沿岸以外が含まれ（沿岸は少量）、黒潮内側域での漁獲は主に曳縄や小型竿釣りによる。従って、カツオの漁獲量はこれら漁法に限定することが望ましい（少なくともカツオの曳縄漁獲量の主要県のデータは国際水研の「カツオ資源会議報告」にあるのでこれらを活用する）。カツオの曳縄漁獲量は近年減少しているためMTLcにも影響するであろう。	ここでは太平洋中区、南区の漁業と資源と生態系の全体像について、まず概観的に評価しています。粗いデータに基づき大まかな状況を把握した上で、対象漁業についてSICA評価を行っています。
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2			P38, 44	海底環境：まき網の操業水深と網丈の関係 「それより深い水深帯で操業されるものと思われる」との記載があるが、底質が砂など漁具の破損を伴わない場合は、海底にまき網の下部が接する状態は希ではないと聞いている。例えば、①外房の小型まき網に乗船した当センター職員の経験では底魚が混獲された、②東シナ海の陸棚域では200m以浅の海域も多く、旧JAMARCが東シナ海で用いた欧州製まき網漁船は浅所では網が海底に接するため単船では操業ができず、裏漕ぎ船が必要であったと聞いている。本海域でも上記のような事象があるのかについては、まき網漁業の専門家に確認する必要がある。	ご指摘の事項を追記し、修正しました。
ウルメイワシ太平洋系群		3. 漁業の管理	P44	管理施策の内容 4行目 「テクニカル・コントロールとして土佐湾でのまき網漁業禁止が結果的に産卵場保護となっている」 → 表現に工夫が必要と思われます。	ご指摘に従い、修正しました。
ウルメイワシ太平洋系群		3. 漁業の管理	P44	執行の体制 3行目 「同瀬戸内海漁業調整事務所が指導している」 → 何の指導でしょうか？	ご指摘に従い、「漁業調整などについて」を追記しました。
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2			P47	管理範囲：九調が入っているが、正しいか？	九調の管轄範囲は、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の地先海面（瀬戸内海の海面を除く。）となっているため、正しい。
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2		3.2.1.2	p47	監視体制 取締のと監視体制は十分といえるものの、・・・、漁業管理のための調査取締体制は十分でない。同じ文章中で矛盾が生じている。 報告が担保されていない（中型まき網は県知事許可で、漁獲実績報告書の提出は条件となっているのではないか？）ということをお願いなら、表現を変えるべき。	ご指摘に従い、以下のように修正しました。 「密漁や操業規則違反に対する取締りと監視体制は十分と言えるものの、中型まき網等漁業者からの漁獲実績の報告率は低く、この点漁業調査取締体制は十分ではないと評価される。以上より4点を配点する。」
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2			P48	順応的管理：冒頭の「順応的管理はない」という記述と3点の間にギャップを感じる。3点とする根拠としての文を見ても、順応的管理の2要件「仮説検証型の管理計画の立案と管理実施後の継続監視を通じた検証（順応的学習）と状態変化に応じて方策を変える（フィードバック制御）」のいずれも満足してないと考える。そのため1点とすべきではないか？ブリでも1点となっており、魚種間の整合性にも問題を感じる。 http://ecorisk.ynu.ac.jp/matsuda/2006/060912RFC.html	ご指摘に従い、冒頭の文章を以下のように修正しました。 「本種の順応的管理に関連して、複数の都道府県をまたがる資源については水産政策審議会資源管理分科会で、関係する国又は都道府県は、協議体制の構築等により適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努め、広域漁業調整委員会や関係者間により資源管理のあり方について検討を行うこととされた。」
ウルメイワシ太平洋Ver.0.0.2			P61	経営体当たり所得や平均県民所得は、労働者の所得水準ではないといわれるので、船員の月給の比較対象として適当か疑問がある。また、これらは月額なのか記載がないので不明確である【他魚種にも共通】。また、製造業の月給と企業役員の月給は全国平均である。従って、「地域平均を50%以上超える」の根拠（数値）が不明確である https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%B5%8C%E6%B8%88%E8%A8%88%E7%AE%97	ご指摘を受けて、以下のように修正しました。「6県の中小型まき網漁業の所得水準は、船員労働統計調査（国土交通省2015）によると、ウルメイワシを主に漁獲している中小型まき網の全国平均月給は349,569円であった。これを賃金構造基本統計調査（厚生労働省2016）の企業規模10人以上の男性平均値月給と比較すると、三重と和歌山が2点、他4県が3点であったので、6県平均により2.7点となることから、3点を配点する。」
ウルメイワシ太平洋系群		5. 健康と安全・安心	P67-68	アニサキス、ヒスタミン中毒などの表記について、若干説明不足に思われます。風評被害を防ぐため、より詳細な記載をお願いします。	この記述では、ウルメイワシだけがアニサキスやヒスタミン中毒が起こるよう取られ、風評被害になることをご指摘いただいたとお察ししております。 したがって、「海産魚介類にはアニサキスが寄生していることがあり、ウルメイワシでも注意が必要である。」「筋肉中にヒスタミン含量が高い赤身魚では、鮮度低下に伴いアレルギー様食中毒の原因となるヒスタミンが生成されやすい。ウルメイワシもヒスタミンが多いため、衛生的な取り扱い、低温管理の徹底が必要である」などを加筆致します。